

PATENT Attorney®

日本弁理士会広報誌

2015

●「PATENT ATTORNEY」は
「弁理士」のことです。

パテント・アトニー

秋

VOL. 79

- シリーズ特產品(讃岐牛)
- 知つておきたい!この技術トレンドでつく(燃料電池車)
- 知財 TOY BOX
- 知的財産権なんでもQ & A
- 漫画「なすびくんのお仕事」
- 特許庁からのお知らせ
- JPAI Information
- 「弁理士知財キャラバン」を立ち上げました!

◎ヒット商品はこうして生まれた
ヒット商品を支えた
知的財産権
「詰め替えるそのまま」
エコでおしゃれな浴室グッズ



◎世界文化遺産／東大寺(奈良県)

ヒット商品は、こうして生まれた!

ヒット商品を 支えた 知的財産権

VOL.
79

エコでおしゃれな浴室グッズ

「詰め替えそのまま」

特許 第5330742号
第4733676号 ほか
商標登録 第5444800号



チックもあり、素材を決める試行錯誤が延々と続いた。構造的にも「最初は機械的な発想で、家庭で使うには適さないものでした」と現社長の阿部拓也さんは振り返る。先代社長が数年にならってこつこつと改良を重ね、製品化にこぎつけるまでには1億円近い開発費をつぎ込んだそうだ。

「詰め替えそのまま」のポンプは、液体继手の逆止弁を応用して、パック内に空気が入らない構造になっている。これによってパック内の液体の変質を防ぎ、最後の一滴まで使い切ることができる。しつかりパックを挟むホルダーの仕組みなど、新たに開発した技術も採用している。2008年秋の先行発売で確かな手応えがあり、翌年から本格的な出荷が始まった。

プラスチックはどうしても成形不良が出るため、時には不具合もある。ユーチーからの問い合わせがあれば、すぐに対応するだけでなく、技術改良やニーズをつかんだシリーズ商品の展開にもつなげてきた。同種の製品は1万個でヒット商品とされるが、「詰め替えそのまま」は発売以来6年間で、シリーズ累計40万個の出荷実績を記録し、今では同社の売り上げの15%ほどを占める。「さらに成長するためにも特許性のある開発をしていきたい」と現社

株式会社三輝の「詰め替えそのまま」は、シャンプーやボディソープの詰め替えパックを、そのまま吊るして使う画期的な商品だ。詰め替えの手間を省くだけでなく、浴室のスペースを占拠するボトルをなくすことができ、掃除も楽になる。パックを吊るすホルダー、注ぎ口に差し込みワンプッシュで適量を抽出できるポンプがセットになっている。

パックの取り付けも簡単で、機能性が注目されさまざまなメディアにも取り上げられてきた。

この展示会が「詰め替えそのまま」が生まれる発端だった。先代社長の阿部雅行さんは、会場を訪れた一般の人たちが自社の技術に関心を示さないことにショックを受けた。そこで、日常生活で女性に喜んでもらおう、かつ地元工場の技術力とおもしろさをアピールとして約50年の歴史がある。自社、ブラン

チ自動開閉継手の特許技術で創業して以来、流体継手の設計・製造メーカーとして約50年の歴史がある。自社、ブラン

ンド製品のほか、大手メーカーのOEM生産も含め1000種類以上の継手を発売、国内では6割を越えるシェアを誇る。2006年には世界初の水素ガス用継手での特許も取得している。技術力を競う中小企業が集中する東京都大田区でも高く評価される技術力で、区内の産業を紹介する展示会にも出展した。

この展示会が「詰め替えそのまま」が生まれる発端だった。先代社長の阿部雅行さんは、会場を訪れた一般の人たちが自社の技術に関心を示さないことにショックを受けた。そこで、日常生活で女性に喜んでもらおう、かつ地元工場の技術力とおもしろさをアピール

ことでもヒントになつたらしい。

シャンプーなどの詰め替えパックは気密性が高く、輸送などに耐えられる強度がある。このパックをそのまま利用しようというアイディアはすぐに浮かんだが、実現までの道のりは思いのほかに長かった。エンドユーザー向けの製品開発は前例がなく、社内には反対する声も少なくなかつたという。

大きな壁は、金属加工では蓄積があつた同社にとって未知だったプラスチックという素材だ。シャンプーなどに含まれる成分によって劣化するプラス

チ自動開閉継手の特許技術で創業して以来、流体継手の設計・製造メーカーとして約50年の歴史がある。自社、ブラン



地域団体商標登録 第5581767号



「讃岐牛」の歴史は古く、明治15年頃、全国にさきがけて香川県・小豆島で黒毛和種の肥育が始まったのが最初と言われています。京阪神で「讃岐牛」の愛称で呼ばれるようになったのは大正の始めです。その後、香川県全域に「讃岐牛」の肥育が普及しました。香川県は温暖な気候風土にも恵まれておりますが、このように伝統的な肥育技術に優れており、これが今に至る「讃岐牛」の生産の礎となっています。以上のような背景に、昭和63年に銘柄推進協議会を設立し「讃岐牛」として本格的に普及推進を始めました。

「讃岐牛」の定義は、香川県で飼育されたことはもちろんですが、そのほか、血統明確な黒毛和種で、肉質の15ランクの内、上位4ランクに格付けされたものを「讃岐牛（金ラベル）」、「5ランク」6ランクのものを「讃岐牛（銀ラベル）」としています。「讃岐牛」の場合、普通1頭の母牛からは1年に1頭しか生産されません。そして、農家のみなさんが手塩にかけて、おいしい霜降り肉となるよう約30ヶ月の間育てます。

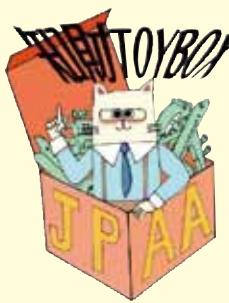
特に「讃岐牛」の中でも、小豆島のオリーブから作った銘柄推進協議会が定めるオリーブ飼料を、同協議会が定める給与期間・給与量で与えて育てられた香川県産黒毛和牛は「オリーブ牛」と呼ばれており、この「オリーブ牛」を商標登録第5427961号等して、より層の普及推進を同協議会で進めています。また、「オリーブ牛」を使って肉うどんが、香川県内のうどん店で提供されておりますので、ぜひ御賞味下さい。



*このコーナーに掲載御希望の方は、“特產品”的プロフィール・連絡先 FAX:03-3519-2706又はメール:panf@jpaa.or.jpまでお送りください。

第4話

「スーパーカブ」立体商標



皆さんは、バイクの形が登録商標になることをご存知でしょうか。本田技研工業株式会社の「スーパーカブ」はその形が立体商標として登録されています(商標登録第5674666号)。それじゃ早速、わが社の商品も立体商標として登録しよう、と思われる方もいらっしゃるかも知れませんが、お待ちください。文字やマークのない商品自体の形状は、原則、識別性が無いものとして商標登録は拒絶され(商標法3条1項3号)、その中で、使用された結果、需要者の間で識別性を獲得したものだけが立体商標として登録を受けることができるのです(同2項)。現在では、この規定によりコカコーラのボトル(第5225619号)やヤクルトの容器(第5384525号)などが登録されています。いずれも、その形から商品を連想することができますが、それは長年の使用による賜物です。「スーパーカブ」は50年以上も基本形状を保ったままで製造販売され、あるときは俳優の大泉洋が日本各地を走り回ったわけですから、社会で十分な識別性を獲得した形状といってよいでしょう。(中川裕幸)



知っておきたい!この技術

トレンドマッカク

シリーズ
21

燃料電池車



今年6月、燃料電池車(FCV)の高圧水素容器などの国際的技術基準である「国連規則」が発効し、来春に車両全体の相互認証を可能にする制度ができる見通しとなった。FCVの技術が確立され、国際市場で普及に向かう段階に入ったと認められたことになる。

FCVが燃料とする水素は燃焼・爆発しやすい性質を持つ。また原子が小さいために金属材料に侵入して劣化させる、あるいは透過して漏れる。このために高圧水素容器の安全基準が重視されている。すでに発表されているFCVではアルミ合金やプラスチックの容器を炭素繊維強化プラスチックで巻いて、高圧に対応する強度を実現している。700気圧の容器を実現することで、航続距離をガソリン車に遜色のない500km以上にできた。

FCVの課題として真っ先にあげられるのがコスト削減だ。高圧水素容器に用いられる炭素繊維と並んでコストがかかるのが、水素を空気中の酸素と化学反応させる発電装置、スタックを構成するセルに触媒として用いられている白金だ。いずれについても、代替材料の研究・開発が競われているほか、水素貯蔵については、液体水素を採用する技術、水素吸蔵合金の開発も進んでいる。

知的財産権なんでもQ&A



今年から意匠の国際出願が可能になつたと聞きました。意匠の国際出願をするにはどのような手続きが必要でしょうか?



平成27年5月13日に、日本で「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(ジュネーブ改正協定)が発効され、同日から意匠の国際出願が可能になりました。意匠の国際出願の特徴は、複数の国へ一括出願ができ、また、複数の国における意匠権を一元的に管理できることです。

意匠の国際出願は、日本国民又は日本国内に住所又は居所(法人は営業所)を有する外国人であれば、誰でも可能です。出願手続は、オンライン出願又は書面の郵送等の方法により、国際事務局(WIPO)に直接出願するか、日本特許庁を経由して間接的に出願します。言語は、英語、フランス語、スペイン語のいずれかです。

願書には、出願人の氏名及び連絡先、出願人の締約国、創作者の氏名及び連絡先など所定の必要事項を記載します。出願に係る意匠

は、ロカルノ分類の同一クラスに属するものであれば最大100意匠まで含めることができます。

また、ジュネーブ改正協定の加盟国から指定国を指定する必要があります。指定国には日本を含めることも可能です(自己指定)。平成27年4月15日の時点では、欧州共同体(EU)、米国、韓国など、64ヶ国が加盟しています。

意匠の国際出願は、原則として、その出願日が国際登録日となり、国際登録日をもって、指定国の官庁に正規に出願されていた場合と同一の効果を得られます。

手続きの概略は以上となります。国際出願の場合は、出願に係る意匠が国際公表されるなど、日本の意匠制度と異なる点が多く、制度の違いを理解していないければ思わぬ不利益を被るおそれがあります。そのため、意匠の国際出願を検討される場合は、まずはお近くの弁理士にご相談されることをお勧めします。

◎このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキ、FAX.03-3519-2706又はメール panf@jpaa.or.jp で日本弁理士会 広報・支援室「Q&A係」までお送りください。

特許庁からのお知らせ

日米協働調査試行プログラムを開始しました

日本国特許庁と米国特許商標庁は、平成27年8月1日から日米協働調査試行プログラムを開始しました。両庁に本試行プログラムの申請をすると、本試行プログラムのフローに従って審査結果が通知されます。これにより、審査・権利取得の時期に関する予見性が向上するとともに、日米の特許審査官による調査結果を踏まえたより強く安定した権利を、日米両国において早期かつ同時期に得ることが可能となり、国際事業展開の促進が期待されます。

ぜひご利用ください。

日米協働調査試行プログラムの概要

- 日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施
- その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を送付

- 本試行プログラムの詳細につきましては、以下の特許庁ホームページをご覧下さい。

<http://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinsa/zenpan/nichibei.htm>

なすびくんのお仕事

阪間和之(作) 飯岡菜子(画)



中小企業支援のため 「弁理士知財キャラバン」 を立ち上げました!

JPAA Information

日本弁理士会では、特許、デザイン、ブランド、コンテンツ、ノウハウなどの知的財産を上手く活用して一步上の事業展開を目指す中小企業を応援するため、「**弁理士知財キャラバン**」事業を立ち上げました。

知財経営コンサルティングのスキルをもった弁理士が直接企業を訪問してヒアリングを行い、知的財産を活かした事業活動のためにどのような対応が可能かを提案いたします。

日本弁理士会は、今後も地域の中小企業の活躍を応援して、日本の産業発展に貢献していきます。

